

上野事務所ニュース

令和5年4月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyosr2143.com

労働条件明示事項の追加について

労働基準法では、使用者は労働契約の締結に際し、賃金・勤務時間その他の労働条件を明示

しなければならないこととされています。労働契約の多様化や個別化が進んでいることなどから、令和6年4月より、労働条件明示事項に、以下の事項が追加されることになりました。有期契約労働者と交わす労働条件通知書（雇用契約書）においては、更新上限や無期転換に関することを記載する必要がありますので、注意が必要です。

全ての労働者に対する明示事項

≪就業場所・業務の変更の範囲の明示≫

全ての労働契約の締結時に、「雇い入れ直後」の就業場所・業務内容に加え、これらの「変更の範囲」について明示が必要になります。

有期契約労働者に対する明示事項等

≪更新上限の明示≫

有期労働契約の締結と契約更新時に、更新上限（有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容の明示が必要になります。

≪無期転換申込機会の明示≫

「無期転換申込権」が発生する更新のたびに、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）の明示が必要になります。

≪無期転換後の労働条件の明示≫

「無期転換申込権」が発生する更新のたびに、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

*事務所ニュースをメールで送付している方には、厚生労働省が示している「労働条件通知書」のイメージを添付いたしますので、参考になさってください。

新型コロナウイルス感染症関係の助成金について

新型コロナウイルス感染症関係の助成金は、令和5年3月31日をもって終了・

変更となるものがあります。概要は次のとおりです。

【緊急雇用安定助成金】

令和5年3月31日までに実施した休業までが助成対象となり、4月以降は制度廃止となりました。申請期限は令和5年5月31日です。

【小学校休業等対応助成金】

令和5年3月31日までに取得した休暇までが助成対象となります。申請期限は令和5年5月31日です。

令和5年4月1日以降は、「両立支援等助成金新型コロナウイルス感染症に係る育児休業等支援コース」となり、特別休暇制度及び両立支援制度（テレワークやフレックスタイム制など、小学校休業等があっても勤務が継続できる制度）を導入し、特別休暇の利用者が出た場合、1人当たり10万円（上限100万円）が支給される助成金へ変更となっています。

【雇用調整助成金】

新型コロナウイルス感染症特例措置の経過措置は、令和5年3月31日をもって終了しました。令和5年4月1日以降の休業等については、支給要件を満たせば通常制度を利用できることになっています。

≪主な支給要件≫*他の要件はお問い合わせください。

- ①直近3か月の売上高などが、前年同期と比較して10%以上低下していること。（比較可能な前年同期が無い場合には対象となりません。）
- ②雇用保険被保険者や受け入れている派遣労働者数の直近3か月の平均値が、前年同期に比べて10%を超えかつ4名以上増加していないこと。
- ③最後の休業等実施日から1年経過していること。（令和5年3月に最後の休業等実施日がある場合、最後の休業等実施日から1年経過後、支給要件を満たせば通常制度が利用できます。）

雇用関係 助成金に ついて①

令和5年度の雇用関係助成金について、厚生労働省より詳細が公表されています。ここでは主な

助成金に関する変更点を記載しますが、他にも内容が変更されている助成金があります。助成金についての詳細は、今後の事務所ニュースにて随時ご紹介します。

【生産性要件の廃止について】

生産性の伸び率が「生産性要件」を満たしている事業所には、助成額の割増等が行われていましたが、この「生産性要件」は、令和5年3月31日で廃止となりました。

ただし、令和5年3月31日までに助成金の対象となる取り組みを行った場合などは、経過措置が適用されることがあります。なお、今後は賃金の引き上げを行った場合に助成額が加算される「賃金要件」が新設される予定です。

【両立支援等助成金 介護離職防止支援コース】

「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた中小企業主が対象です。

《主な要件と支給額》

i 介護休業	①休業取得時…30万円 <ul style="list-style-type: none"> 介護休業の取得、職場復帰を実施する旨を、あらかじめ労働者へ周知すること。(プランの作成含む。) 介護に直面した労働者との面談を実施し、面談結果を記録した上で介護の状況や今後の働き方についての希望等を確認のうえ、プランを作成すること。 プランに基づき、業務の引き継ぎを実施し、対象労働者が合計5日(所定労働日)以上の介護休業を取得すること。
	②職場復帰時…30万円 <ul style="list-style-type: none"> 介護休業終了後にその上司等が面談を実施し、面談結果を記録すること。 対象労働者を、面談結果を踏まえ原則として原職等に復帰させ、原職等復帰後も申請日までの間、雇用保険被保険者として3か月以上継続雇用していること。
	＜業務代替支援加算＞*職場復帰時への加算 <ul style="list-style-type: none"> 介護休業取得者の業務を代替する労働者を新規雇用した場合…20万円 介護休業取得者の業務を社内の他の労働者に代替させる際に、業務の見直し・効率化を行うとともに、当該業務を代替した労働者に対して増額して賃金を支払った場合…5万円

ii 介護休業両立支援制度…30万円

- 介護両立支援制度の利用について、あらかじめ労働者へ周知すること。
- 労働者との面談を実施し、面談結果を記録した上で介護の状況や今後の働き方についての希望等を確認のうえ、プランを作成すること。
- プランに基づき業務体制の検討を行い、以下のいずれか1つ以上の制度を合計20日以上利用すること。
- 申請日まで雇用保険被保険者として継続雇用していること。

- 所定外労働の制限制度
- 時差出勤制度
- 深夜業の制限制度
- 短時間勤務制度
- 介護のための在宅勤務制度
- 法を上回る介護休暇制度*1
- 介護のためのフレックスタイム制度
- 介護サービス費用補助制度*2

*1と*2の制度は、利用期間が利用開始から6か月を経過する日の間に一定の要件を満たすことが必要です。

個別周知・環境整備加算(iまたはiiに加算) …15万円

- 介護を申し出た労働者に対する個別周知及び仕事と介護を両立しやすい雇用環境整備を行った場合

Q&A なぜなにどうして?



Q:4月1日に入社した方が

2週間で退職することになりました。すでに社会保険の加入手続きは行っていますが、保険料は控除して良いのですか?その他手続きで気を付けることはありますか?

A:社会保険の資格取得手続きを行った同月内に退職した場合、その月1か月分の保険料がかかりますので、給与から控除してください。

ただし、厚生年金保険料については退職月と同じ月に、国民年金の加入手続きや厚生年金の資格取得をした場合、退職時に納付した厚生年金保険料(事業所負担分と本人負担分)が事業所へ戻ってきます。

流れとしては、退職者が新たな年金の加入手続きを行い、年金保険料を納付すると、退職した事業所へ年金事務所より保険料に関するお知らせが届きます。保険料還付の請求を行うことで、退職月分の保険料が還付されるので、退職時に給与から控除した厚生年金保険料(本人負担分)は、退職者へ返してください。

一方、健康保険料と介護保険料は国民健康保険の加入手続きや新たな健康保険の資格取得をしても、戻ってくることはありません。